

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

久喜市 令和7年4月～

ア 指定居宅介護事業所において「基礎研修課程修了者等」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(70/100)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位	
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				823	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		823単位	日割の場合	÷	30.4日	27 単位	27	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合				1,644	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		1644単位	日割の場合	÷	30.4日	54 単位	54	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合				2,609	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		2609単位	日割の場合	÷	30.4日	86 単位	86	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			8 単位減算	-8	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合			16 単位減算	-16	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合			26 単位減算	-26	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未作成減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			8 単位減算	-8	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212			(2)1週に2回程度の場合			16 単位減算	-16	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合			26 単位減算	-26	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	10% 減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	15% 減算			1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の	12% 減算			1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の	15% 加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15% 加算			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10% 加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10% 加算			1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5% 加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の	5% 加算			1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算					200 単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50		1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の	245/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の	224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の	182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の	145/1000 加算			

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

イ 指定居宅介護事業所において、「重度訪問介護研修修了者」が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(93/100)

久喜市

令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目						合成 単位数	算定 単位		
種類	項目											
A2	1131	訪問型独自サービス／311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					1,094	1月につき		
A2	2131	訪問型独自サービス／311日割		1094単位	日割の場合	÷	30.4日	36 単位	36	1日につき		
A2	1231	訪問型独自サービス／312		(2)1週に2回程度の場合					2,185	1月につき		
A2	2231	訪問型独自サービス／312日割		2185単位	日割の場合	÷	30.4日	72 単位	72	1日につき		
A2	1341	訪問型独自サービス／313		(3)1週に2回を超える程度の場合					3,466	1月につき		
A2	2341	訪問型独自サービス／313日割		3466単位	日割の場合	÷	30.4日	114 単位	114	1日につき		
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					11 単位減算	-11	1月につき
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／311日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312			(2)1週に2回程度の場合					21 単位減算	-21	1月につき
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／312日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313			(3)1週に2回を超える程度の場合					34 単位減算	-34	1月につき
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／313日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D231	訪問型独自業務継続計画未策定減算／311	業務継続計画未作成減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					11 単位減算	-11	1月につき
A2	D240	訪問型業務継続計画止未策定減算／311日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D232	訪問型独自業務継続計画未策定減算／312			(2)1週に2回程度の場合					21 単位減算	-21	1月につき
A2	D233	訪問型独自業務継続計画未策定減算／312日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D234	訪問型独自業務継続計画未策定減算／313			(3)1週に2回を超える程度の場合					34 単位減算	-34	1月につき
A2	D235	訪問型独自業務継続計画未策定減算／313日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 15% 減算		1月につき		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 12% 減算		1月につき		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3	ハ 初回加算						200 単位加算	200	1月につき	
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ニ 生活機能向上連携加算				(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3					(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2	6122	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／3	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の 245/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位数の 145/1000 加算				

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

ウ 指定居宅介護事業所において、「基礎研修課程修了者等」及び「重度訪問介護研修修了者」以外の者が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。

久喜市

令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位			
種類	項目											
A2	1141	訪問型独自サービス／411	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					1,176	1月につき		
A2	2141	訪問型独自サービス／411日割		1176単位	日割の場合	÷	30.4日	39 単位	39	1日につき		
A2	1241	訪問型独自サービス／412		2349単位	(2)1週に2回程度の場合					2,349	1月につき	
A2	2241	訪問型独自サービス／412日割			日割の場合	÷	30.4日	77 単位	77	1日につき		
A2	1351	訪問型独自サービス／413		3727単位	(3)1週に2回を超える程度の場合					3,727	1月につき	
A2	2351	訪問型独自サービス／413日割	日割の場合		÷	30.4日	123 単位	123	1日につき			
A2	C241	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					12 単位減算	-12	1月につき
A2	C250	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／411日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C242	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412			(2)1週に2回程度の場合					23 単位減算	-23	1月につき
A2	C243	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／412日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C244	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413			(3)1週に2回を超える程度の場合					37 単位減算	-37	1月につき
A2	C245	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／413日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D241	訪問型独自業務継続計画未策定減算／411	業務継続計画未作成減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					12 単位減算	-12	1月につき
A2	D250	訪問型業務継続計画止未策定減算／411日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D242	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412			(2)1週に2回程度の場合					23 単位減算	-23	1月につき
A2	D243	訪問型独自業務継続計画未策定減算／412日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	D244	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413			(3)1週に2回を超える程度の場合					37 単位減算	-37	1月につき
A2	D245	訪問型独自業務継続計画未策定減算／413日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合					所定単位数の 15% 減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合					所定単位数の 12% 減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の 15% 加算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	ハ 初回加算					200 単位加算	200	1月につき		
A2	4033	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ニ 生活機能向上連携加算					(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4032	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4						(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6132	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／4	ホ 口腔連携強化加算					50 単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)					所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)					所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)					所定単位数の 145/1000 加算			

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。

エ 指定重度訪問介護事業所が共生型訪問型サービスを行う場合、使用します。(93/100)

久喜市

令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1151	訪問型独自サービス／511	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,094	1月につき	
A2	2151	訪問型独自サービス／511日割		1094単位	日割の場合	÷ 30.4日 36 単位	36	1日につき	
A2	1251	訪問型独自サービス／512		2185単位	(2)1週に2回程度の場合		2,185	1月につき	
A2	2251	訪問型独自サービス／512日割			日割の場合	÷ 30.4日 72 単位	72	1日につき	
A2	1361	訪問型独自サービス／513		3466単位	(3)1週に2回を超える程度の場合		3,466	1月につき	
A2	2361	訪問型独自サービス／513日割			日割の場合	÷ 30.4日 114 単位	114	1日につき	
A2	C251	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		11 単位減算	-11	1月につき
A2	C260	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／511日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C252	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512			(2)1週に2回程度の場合		21 単位減算	-21	1月につき
A2	C253	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／512日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C254	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513			(3)1週に2回を超える程度の場合		34 単位減算	-34	1月につき
A2	C255	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／513日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D251	訪問型独自業務継続計画未策定減算／511	業務継続計画未作成減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		11 単位減算	-11	1月につき
A2	D260	訪問型業務継続計画止未策定減算／511日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D252	訪問型独自業務継続計画未策定減算／512			(2)1週に2回程度の場合		21 単位減算	-21	1月につき
A2	D253	訪問型独自業務継続計画未策定減算／512日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	D254	訪問型独自業務継続計画未策定減算／513			(3)1週に2回を超える程度の場合		34 単位減算	-34	1月につき
A2	D255	訪問型独自業務継続計画未策定減算／513日割			日割の場合	÷ 30.4日 1 単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算／5	ハ 初回加算				200 単位加算	200	
A2	4043	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／5	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4042	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／5			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6142	訪問型独自サービス口腔連携強化加算／5	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算			

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通常の訪問型サービスのサービスコードと共通して使用しています。